

# 神奈川県介護老人保健施設協会リハビリテーション部会会則

## (名称)

第1条 本会は神奈川県介護老人保健施設協会リハビリテーション部会と称する。

## (事務局)

第2条 本会は金曲を担当部会役員の所属する施設に置く。

## (目的)

第3条 本会は県内施設のお互いの連携を密にし、リハビリテーション技術の向上を目指す事を目的とする。

## (構成)

第4条 本会は神奈川県介護老人保健施設協会加入の介護老人保健施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士で構成する。

## (事業)

第5条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 各施設のリハビリテーション部会職員との交流・研鑽の場とする。
- ② 研修会・講習会等の開催。
- ③ 関係機関と連携・情報に関すること。
- ④ その他、本会の目的に相当と認められた事項。

## (役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 1名
- ③ 会計 1名
- ④ 会計監査 1名
- ⑤ ブロック長 5名
- ⑥ ブロック会計 5名

地区別の市町村（平成21年3月1日現在）

県北部	津久井郡、相模原市、厚木市、座間市、大和市、海老名市、綾瀬市
県西部	足柄上郡、足柄下郡、南足柄市、小田原市、中郡、愛甲郡
県央部	秦野市、伊勢原市、茅ヶ崎市、藤沢市、平塚市、高座郡
県南部	三浦市、三浦郡、横須賀市、逗子市、鎌倉市
川崎市	
横浜北部	青葉区、都築区、港北区、鶴見区、緑区、神奈川区

横浜西部	旭区、瀬谷区、保土ヶ谷区、泉区、戸塚区
横浜東部	金沢区、栄区、港南区、磯子区、南区、西区、中区

平成21年度 リハビリテーション部会 ブロック分け

	施設数	区域
Aブロック	24	県北部
Bブロック	30	県央部 県西部
Cブロック	43	川崎市 横浜北部
Dブロック	28	横浜西部
Eブロック	32	県南部 横浜東部

(役員を選任)

第7条 役員は会員の中から選出する。

(任期)

第8条 会長・副会長・会計・会計監査の任期は基本的に2年とし、ブロック長・ブロック会計は基本的に1年とする。中途就任者は前任者の残存期間とする。ただし、再任は妨げない。

(任務)

第9条 本会役員の任務は次の通りとする。

- ① 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- ② 副会長は会長の任務を補佐し、会長に事故ある時その任務を代行する。
- ③ 会計は会の会計を司る。
- ④ 会計監査は会計を監査する
- ⑤ ブロック長はブロックの責任者としてブロック勉強会の企画運営を行う。
- ⑥ ブロック会計はブロック内で生じた会計を司る。

(活動内容)

第10条 本会は第3条の目的のため、次の活動を行う。

- ① 研修会は年2回を行う。年度末の研修会に総会も開催する。
- ② ブロック勉強会は各ブロック毎に年3～4回行う。ただし、ブロック合同開催を妨げない。

(議決事項)

第11条 本会の議決事項は次の通りとする。

- ① 総会においては出席者の過半数の賛成をもって採決とする。ただし、所定の委任状を持って出席に変えることが出来る。
- ② 事業計画および報告。

- ③ 会計予算および決算。
- ④ 会則の改正。
- ⑤ 役員を選任。
- ⑥ その他、重要事項。

(経費)

第12条 本会の経費は協会部会費で充当する。ただし、状況により自己負担を生じる場合もある。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は次の通りとする。

- ① 毎年4月1日より3月31日とする。
- ② 残金は次年度に繰り越す。

(記録)

第14条 本会の記録は会長が保存する。

この会則は平成10年4月1日より施行する。

平成11年3月末に一部改正する。

平成17年3月末に一部改正する。

平成20年3月末に一部改正する。